

# 成年後見制度の利用を促進するための取り組み

## (1) 地域連携ネットワークづくり

(周南市成年後見制度利用促進計画)

### ■ 支援体制の整備

#### ア 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげるため、以下の3つの役割をもつ地域連携ネットワークを構築します。

《役割1》 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

《役割2》 早期の段階からの相談・対応体制の整備

《役割3》 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

#### イ 協議会

成年後見制度についての知見を有する専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）などで構成する「周南市成年後見制度利用促進連携協議会」を中心に、計画の進捗状況の把握、課題の抽出・解決に向けての検討などを行います。

#### ウ チーム支援

権利擁護が必要な人と支援する関係機関の集まりである「チーム」に対し、地域連携ネットワークが随時適切な支援を行うなど、困難事例にも対応できる体制を構築します。

### ■ 中核機関の整備

地域連携ネットワークにおいて「司令塔」「進行管理」「事務局」の役割を担う中核機関を整備します。中核機関には、「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」の4つの機能が期待されます。

## (2) 制度の啓発・利用促進

### ■ 制度の啓発・利用促進

成年後見制度の利用を促進するために、市民向け講演会や事業者向け説明会の開催、チラシ配布やホームページなど、制度について幅広く周知を行い、必要な人が制度を利用できる環境を整備します。

## (3) 助成制度の整備

### ■ 制度の利用が難しい人への支援

#### ア 市長申し立ての実施

本人を支援する親族などがいないために、後見開始の審判の申し立てが行えない高齢者や障害者には、市長が申し立てを行います。

#### イ 後見人の報酬助成の実施

資力がないために、後見人への報酬の支払いが困難な高齢者や障害者については、報酬の助成を行います。